

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

[更新](#)

当社のコーポレートガバナンスの考え方は、経営理念、経営ビジョン、モットーを基本としております。

経営理念

ヘルスケアを通じて人々の健康を守ります。

経営ビジョン

EIKENグループは、人々の健康を守るため、検査のパイオニアとしてお客様に信頼される製品・サービスを提供し、企業価値の向上を図ります。

モットー

品質で信頼され、技術で発展する“EIKEN”

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性を高め、企業価値の向上を図るためにも、株主の視点を重視したコーポレートガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

当社は、指名委員会等設置会社の体制を採用しており、経営の業務執行機能と監督機能を分離しております。経営の基本方針に係わる重要事項については、取締役会の審議を経て決定し、業務執行については、社内規則・規程に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑に行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[更新](#)

【原則1 - 3 資本政策の基本的な方針】

当社は、株主価値の維持向上を実現するために、資本効率の向上と持続的かつ安定的な株主還元を資本政策の基本方針としております。具体的な指標として、2019年3月期業績予想の見直しを踏まえ、自己資本当期純利益率(ROE)9.2%を目指します。また、株主還元につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案した上で、連結配当性向30%以上の配当の継続を目標としております。

なお、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)を行う際には、取締役会において、その必要性と合理性について十分検討し、適正な手続きを確保いたします。また、株主・投資家への十分な説明に努めてまいります。

【原則1 - 4 いわゆる政策保有株式】

1. 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、営業活動の円滑な推進、取引関係維持、業務及び資本提携のため、合理性があると認める場合に限り、取引先の株式を保有し、これら政策保有株式について、当社事業の発展に資すると判断する限り保有を継続することを基本方針としてあります。毎年、取締役会にて保有の合理性を確認し、保有する意義の乏しい銘柄については、株価動向等を勘案した上で売却いたします。

2. 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権について、当該企業のコーポレートガバナンスの整備状況、株主価値の向上に資する議案であるか、当社に与える影響等を総合的に判断して行使しております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則において、取締役及び執行役が自己又は第三者のために当社と取引を行う場合は、取締役会の承認を得ることを定め、周知しております。また、取締役会の承認を受けた取引について、取締役会へ報告することを定めております。

主要株主等と取引を行う場合は、取締役会規則及び取締役会審議基準に基づき、取引の重要性やその性質に応じて、取締役会で審議の上、決定しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことと加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、情報開示の充実を図っております。

1. 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念、経営ビジョン、モットーを中心とした「EIKEN WAY」及び長期的な事業計画「EIKEN ROAD MAP 2009」を当社ウェブサイトにて開示しております、これらを実践することにより持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

(<http://www.eiken.co.jp/news/pdf/20090312-1.pdf>)

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I-1. 基本的な考え方」及び当社ウェブサイトにて開示しております。

(<http://www.eiken.co.jp/ir/policy/governance.html>)

3. 取締役及び執行役の報酬決定の方針と手続

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が半数を超える報酬委員会の決議により取締役及び執行役の個人別の報酬を決定しており

ます。報酬委員会は、当社グループの業績向上の意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、評価基準及び報酬基準に基づき、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮の上、取締役及び執行役の報酬を決定しております。なお、社外取締役の報酬は、業績との連動を行わず、固定報酬のみとしております。

4. 取締役候補者及び執行役選任の方針と手続

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が半数を超える指名委員会が取締役の選任に関する株主総会議案の内容を決定しております。また、執行役及び各委員会(指名委員会・報酬委員会・監査委員会)の委員の選定は取締役会の決議事項であり、代表執行役社長が候補者を取締役会に提案し、取締役会で選任しております。

5. 取締役候補者の選任理由

当社は、取締役候補者に関しまして、指名委員会決議後、速やかに当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトで閲覧できるよう開示を行っております。また、取締役候補者は、株主総会招集通知に略歴と選任理由を開示しております。

(http://www.eiken.co.jp/ir/stocks/pdf/80_syousyu.pdf)

【補充原則4-1-1 執行役への委任の範囲】

当社は、指名委員会等設置会社の体制をとることにより、執行役による迅速な経営判断・業務執行の実現を図るとともに、取締役会及び3委員会(指名委員会・報酬委員会・監査委員会)において、業務執行の効率性を継続的に監視し、透明性と公平性の高い経営の実現を図っております。取締役会は、法令の範囲内で職務権限を執行役に委任し、経営の基本方針に関わる重要事項の決定及び業務執行状況の監督に注力しております。

【補充原則4-1-2】

当社は、2019年3月期を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画を作成し公表しておりますが、2019年3月期の業績予想につきましては2018年3月期の実績を踏まえ、以下のとおり見直しております(売上高367億60百万円、営業利益42億円、ROE9.2%)。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、指名委員会等設置会社であり、現在、取締役8名のうち半数を超える5名を独立社外取締役とし、社外取締役の独立性・中立性を確保しております。取締役会及び半数を超える独立社外取締役で構成される3委員会(指名委員会・報酬委員会・監査委員会)は、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有が図られており、また、経営陣との十分な連絡・調整を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、2015年3月に会社法や東京証券取引所が定める基準をもとに「社外取締役の独立性に関する基準」を制定し、株主総会招集通知、有価証券報告書及び当社ウェブサイトにて公表しております。

(<http://www.eiken.co.jp/ir/pdf/independent.pdf>)

当社は、同基準の要件を満たす社外取締役5名全員を独立社外取締役として選任しております。社外取締役は、弁護士、公認会計士、医師、監督行政の経験者、企業経営者等、専門性の高い知識と豊富な経験を有しており、取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、社内取締役3名、社外取締役5名を選任しております。社内取締役については、経営ビジョンのもと経営計画の実現に向けて、経営の重要な事項の決定及び他の執行役の業務執行の監督に十分な役割を果たすことができる人材を指名しております。また、社外取締役については、社内取締役だけでは得られない専門性の高い知識と豊富な経験を重視しております。各取締役には、それぞれの経験に裏打ちされた能力を存分に発揮し、経営の基本方針に関わる重要事項の決定及び業務執行の監督を実践していただくことを期待しております。なお、取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1-4に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2 取締役の他社兼任状況】

当社の取締役には、それぞれの役割・責務を適切に果たすために十分な時間と労力を、その業務に充てていただいており、その兼任状況は合理的な範囲にどどめしております。なお、取締役の兼任状況については、株主総会招集通知の「取締役及び執行役の状況」、「株主総会参考書類」に記載されている取締役候補者の経験にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価と結果の開示】

当社は、2017年度における取締役会の実効性に関する分析・評価を行いましたので、その結果の概要を開示いたします。

1. 実施の目的

取締役会が適切に機能し、実効的に運営されていることを客観的に確認するとともに、指摘された課題については必要に応じて改善を図る。

2. 実施対象及び実施方法

全取締役に対して、記名式・自由記述式のアンケートを実施

3. アンケート項目

(1) 取締役会の構成 (2) 取締役会の運営 (3) 取締役会の監視・監督状況 等

4. 分析・評価の結果概要

以下の点に鑑み、取締役会は適切に機能し、実効性が十分に確保できている。

(1) 現在の取締役会の社内・社外の構成比は適切であり、経験・知見のバランスがとれている。

(2) 社外取締役を含めて取締役全員が積極的に各々の視点で意見を述べてあり、活発かつ円滑な議論が行われている。

(3) 前年度アンケート結果を受け、毎月の業務執行状況の報告に加えて、重要事項の進捗状況を定期的に報告したことにより、取締役会の監視・監督がより充実した。

一方で、指摘された課題に対しては、以下のとおり取り組むことといたします。

(1) ダイバーシティの観点からの取締役候補者の選定については、今後の指名委員会、取締役会で継続して検討する。

(2) 議論の実効性を高めるため、よりポイントを絞った資料作成・説明を行うなど、取締役会運営の更なる改善に努める。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役・執行役がその責任・責務を適切に果たすために、取締役・執行役の全員を対象として、年に1回以上、当社がその費用を負担し研修を実施すること、また、必要な知識の習得や適切な更新等のために随時必要な情報を提供し、業務上必要と認められる場合には費用の支援を行ふことをトレーニングの方針としております。また、執行役に対しても同様の方針に基づいて研修を実施することにております。

なお、新任の社外取締役に対しては、当社の経営方針・定款・事業内容・経営状況・指名委員会等設置会社及び社内規程等の説明、事業所(工場・研究所)視察の機会などを設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、取締役会で承認されたIRポリシーを制定し、基本方針、開示情報、情報開示方法、沈黙期間等を開示しており、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で株主からの対話に対応しております。

当社は、広報課をIR担当部署とし、広報課を管掌する経営管理統括部長をIR担当執行役としたIR体制を整備し、株主・投資家との対話の場を設けており、理解と信頼を得るよう努めています。
経営管理統括部長は総務部、経理部、経営企画部、人事部らのIRに関連する部署も同時に管掌しており、情報共有を密にすることで部署間の連携を図っております。
株主との対話といったしましては、決算短信及び第2四半期決算短信発表時の年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表執行役社長による説明及び対話を実行しております。また、株主・投資家との個別面談に関しては、広報課が対応しております。株主・投資家本人からの要望や、保有株数によっては、合理的な範囲で経営陣幹部や取締役が面談に対応しております。対話によって把握されました株主・投資家の意見等は、必要に応じてIR担当執行役から取締役会へ報告されます。
なお、当社は、IRポリシーに基づき、株主・投資家との対話を実行しており、インサイダー情報が含まれないように十分留意することはもちろん、所定の法令等を踏まえて社内規程を制定し、それに基づき適正に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚製薬株式会社	2,000,000	10.92
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	1,668,600	9.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,629,300	8.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,584,600	8.65
JP MORGAN CHASE BANK 385632	662,800	3.62
黒住 忠夫	647,554	3.53
第一生命保険株式会社	550,000	3.00
日本生命保険相互会社	399,600	2.18
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	340,000	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	317,000	1.73

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
入澤 武久	弁護士										
内山田 邦夫	その他										
野村 滋	公認会計士										
箱崎 幸也	その他										
勝又 淳旺	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

入澤 武久					<p>当社は、入澤氏の所属する入澤法律事務所に所属する他の弁護士と法律に関する顧問契約を結んでおりますが、その額は年間480万円と軽微であり、当社指名委員会が定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。</p> <p>入澤氏は、弁護士であり、2008年より社外取締役として、法曹界における豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。直接会社経営に関与した経験はありませんが、これまでの実績を踏まえ、当社のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、その経験を通じて培われた法律の専門家としての知識・経験に基づく経営の監督が期待できます。</p> <p>また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。</p>
内山田 邦夫					<p>内山田氏は、直接経営に関与した経験はありませんか、長年、警察行政に携わった経歴を通じて培われたコンプライアンスやリスク管理に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督が期待できます。</p> <p>また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。</p>
野村 滋					<p>野村氏は、公認会計士であり、その経歴を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識・経験に基づく経営の監督が期待できます。</p> <p>また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。</p>
箱崎 幸也					<p>箱崎氏は、医師であり、直接会社経営に関与した経験はありませんが、その経歴を通じて培われた医師としての専門的な知識・経験及び医薬業界に関する高い見識に基づく経営の監督が期待できます。</p> <p>また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選定しております。</p>
勝又 淳旺					<p>勝又氏は、企業の経営者として長年にわたり日本の光ネットワーク普及に貢献され、現在も精力的に会社経営に携わっております。また、中国のビジネスについても精通しております。その経歴を通じて培われた経営に関する高い見識に基づく経営の監督が期待できます。</p> <p>また、当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選定しております。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 [更新](#)

11名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
		指名委員	報酬委員		
和田 守史	あり	あり			なし

納富 繼宣	なし	あり	×	×	なし
阿部 克司	なし	あり	×	×	なし
野口 典久	なし	なし	×	×	なし
定本 伸也	なし	なし	×	×	なし
上田 和久	なし	なし	×	×	なし
和田 博	なし	なし	×	×	なし
渡 一	なし	なし	×	×	なし
柘植 晴文	なし	なし	×	×	なし
原田 直道	なし	なし	×	×	なし
高橋 朋良	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部が担当しております。監査部に所属する使用人は、社内規則に従い、執行役からの独立性を確保しております。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与についてもその職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査委員会は、取締役3名で構成されており、当社並びに子会社からなる栄研グループにおける業務の適性確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行っております。監査委員は、業務の執行状況を把握するために取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門からの報告を受けて監査の実効性確保を確認して、監査業務を行っております。また、監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部2名が担当しております。

監査委員会は、会計監査人より監査及び四半期レビューの年間計画及び各四半期・事業年度の監査結果報告を受けるなど、会計監査人との連携を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は常勤の取締役・執行役に対して支給し、その額は当事業年度の会社業績、財務状況、経営環境により総額を決定し、さらに執行役に対しては個人ごとの担当職務に対する業績を評価し支給しております。

株式報酬型ストックオプションは、常勤の取締役・執行役に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様とリスク・リターンを共有化し企業価値をより一層高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて新株予約権を割当てております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、執行役

該当項目に関する補足説明

新株予約権の発行総数は上限を設けて実施いたします。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

総額開示をしてあります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が半数を超える報酬委員会の決議により取締役及び執行役の個人別の報酬を決定しております。報酬委員会は、当社グループの業績向上の意欲を高め、株主価値の増大に資する目的で、評価基準及び報酬基準に基づき、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮の上、取締役及び執行役の報酬を決定しております。なお、社外取締役の報酬は、業績との連動を行わず、固定報酬のみとしております。

2. 具体の方針

社内取締役及び執行役の報酬は、「固定報酬」、「業績連動報酬」、「株式報酬型ストックオプション」で構成されております。

3. 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額(2017年度)

(1)取締役 99百万円 (2)執行役 237百万円

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、取締役会運営事務局(経営管理統括部)及び監査委員会運営事務局(監査部)が担当し、取締役会資料の事前配布及び必要に応じての事前説明を実施しております。また、新任の社外取締役に対しては、当社の経営方針、定款、事業内容、経営状況、指名委員会等設置会社及び社内規程等の説明、事業所(工場・研究所)視察の機会などを設けております。

社外取締役のトレーニングにつきましては、取締役がその責任・責務を適切に果たすために、取締役の全員を対象として、年に1回以上、当社がその費用を負担し研修を実施すること、また、必要な知識の習得や適切な更新等のために隨時必要な情報を提供し、業務上必要と認められる場合には費用の支援を行うことを基本方針しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
寺本 哲也	相談役	当社の要請に応じた助言および支援	・非常勤 ・報酬有	2018/6/26	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

1名

その他の事項 更新

- ・当社は、取締役経験者を相談役又は特別顧問として委嘱する場合があります。
- ・長年に渡り当社の経営に携わってきた経験・知見等に基づき、当社の要請に応じて、助言を行うことがあります。ただし、経営のいかなる意思決定にも関与しません。
- ・任期は1年間であり、延長は認められていません。
- ・委嘱および報酬については、指名委員会の議案決定を経て取締役会にて決議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、指名委員会等設置会社の体制をとることにより、執行役による迅速な経営判断・業務執行の実現を図るとともに、取締役会及び3委員会(指名委員会・報酬委員会・監査委員会)において、業務執行の効率性を継続的に監視し、透明性と公平性の高い経営の実現を図っております。

(1)執行役は、社内規則・規程に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行っており、毎月開催される経営会議において業務執行の報告を行っております。

(2)取締役会は、法令の範囲内で職務権限を執行役に委任し、経営の基本方針に関わる重要事項の決定及び業務執行状況の監督に注力しております。2017年度は取締役会を14回開催いたしました。

(3)指名委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成されており、委員長は社外取締役であります。株主総会における取締役選任議案は、指名委員会により当社の定める方針に従って決定され、株主総会で決議されます。

(4)報酬委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の合計3名で構成されており、委員長は社外取締役であります。当社の役員の報酬方針に従って、個人別報酬の決定を行っております。

(5)監査委員会は、社外取締役3名で構成されております。2017年度は委員会を7回開催し、業務執行の適法性、妥当性及び効率性を継続的に監視しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- (1) 経営の業務執行機能と監督機能を分離し、執行役による迅速な経営判断、業務執行を可能にするため。
- (2) 指名・報酬・監査の3委員会の設置により、取締役会の監督機能を強化し、透明性と公正性の高い経営を実現するため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めています。招集通知を株主総会開催日の24日前に発送するとともに、発送日前に東京証券取引所ウェブサイト、議決権電子行使プラットフォーム、当社ウェブサイトに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を回避して開催しております。(第80期定時株主総会は、2018年6月26日(火)開催)。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって、電磁的に行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットホームの利用やインターネットによる議決権行使の導入、また、議決権行使書の郵送を通じて、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権行使できる環境を整備しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳を東京証券取引所ウェブサイト、議決権電子行使プラットフォーム、当社ウェブサイトに、日本語版と同時に開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、IRポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算短信及び第2四半期決算短信発表時の年2回、決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに「株主・投資家向け情報」サイトを設けており、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、事業報告書を掲載しております。また、株式手続き、よくあるご質問などの掲載をしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、新経営構想「EIKEN WAY」の中で、ステークホルダー(顧客、株主、仕入先・取引先・提携先、社員、社会・地域)に対する立場を明記しております。また、栄研グループビジネス行動規準において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境方針」に基づき、ISO14001の認証を取得し、各事業所の環境管理委員会を中心として環境問題に取り組んでおります。また、「品質方針」に基づき、ISO9001、ISO13485の認証を取得し、品質・安全性を最優先した製品・技術・情報を安定して提供できるよう取り組んでおります。 社会貢献活動としては、1955年から学術情報誌「モダンメディア」を毎月発刊し、医学検査や食品公衆衛生に関する情報提供を行なっております。また、臨床検査、衛生検査及びこれらに係る基礎医学の発展をはかることを目的とした「公益財団法人黒住医学研究振興財団」への助成を行い、公衆衛生の発展を支援しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「情報開示規程」を定め、基本方針として「顧客・地域社会のステークホルダーに対して、経営の透明性を高め、当社に対する理解の促進を図るために、迅速かつ公平な会社情報を開示する」としております。また、IRポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【監査委員会の職務の執行のために必要な事項】

(1)当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を監査部が担当する。

(2)当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則(「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」)に従い、監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

(3)当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けるがないことを確保するものとする。監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内又は社外から不当な制約を受けた時は、当社監査委員会又はあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

(4)当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則(「監査委員会等への情報報告に関する規則」)に定め、当社取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

(5)当社監査委員会に報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

(6)当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、又は着手金等の前払い及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があった時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用の支払又は債務処理を行わなければならない。

(7)その他当社監査委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により監査の実効性確保を確認するとともに必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

【執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制】

(1)当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(2)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社(以下、「当社グループ」という)の事業推進に伴う損失の危険(以下、「リスク」という)は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

(3)当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

(4)当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自立性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

(5)当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・ビジネス行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置しております。これらの委員会を通じて、企業倫理・法令遵守を推進するとともに監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的な勢力、団体に対しては、毅然とした態度を貫き、断固として対決いたします。「ビジネス行動規準」にこの基本的な考え方を定め、取締役、執行役、従業員がこの行動規範を遵守するよう徹底しております。また、反社会的な勢力、団体に関する対応部門を設け、警察、弁護士等外部専門機関との連携の強化を図り、組織的に適切な対応を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主・投資家への適時・適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるということを十分に認識し、投資家の視点に立って迅速、正確かつ公平な会社情報を開示しております。

また、顧客・地域社会等のステークホルダーに対しても、経営の透明性を高め、当社に対する理解の促進を図るために、迅速、正確かつ公平な会社情報を開示しております。

2. 適時開示業務を執行する体制

当社は、「情報開示規程」に当社の財務的・社会的・環境的側面に関する重要な経営関連情報の適時・適切な開示方針・体制及び会社のPR情報の開示体制を定めております。

(1) 証券取引関連法令(金商法等)により適時開示が求められる会社情報(決算関連情報等)や会社法による公告等の法定開示情報は、代表執行役社長及び取締役会の承認の後、法令及び諸規則で定める開示手続きを行う。その上で、遅滞なく報道機関への発表を行う。

(2) 証券取引所の諸規則により開示が求められる適時開示情報(重要な決定事項、重要な発生事項)は、代表執行役社長及び取締役会の承認の後、証券取引所の諸規則で定める開示手続きを行う。その上で、遅滞なく報道機関への発表を行う。

(3) その他の開示が必要を判断された重要な情報は、代表執行役社長及び取締役会の承認の後、代表執行役社長の決定した方法により開示する。

(4) PR情報の報道機関への発表は、関係部門の情報取扱管理者及び代表執行役社長の承認の後、情報取扱管理者の決定した方法により開示する。

(5) 上記の報道機関への発表は、広報課が主管となって行う。報道機関対応の窓口は、原則、広報課のみとする。



コーポレートガバナンス体制

